

第117号事件

第1 審査会の結論

実施機関が、公文書開示請求に対して全部不開示とした決定を取り消し、本件審査請求の対象となった公文書については、全部開示すべきである。

第2 公文書開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、令和8年1月9日、新たな学校づくり課（現：学校再編推進課）あてに、下記文書の開示を求める公文書開示請求を行った。

記

2025年の桑名市立小・中学校再編計画（原案）についての説明会アンケート問1-1のアンケート結果

2 公文書不開示決定通知書（教新第369号の1）

実施機関は、令和8年1月22日付けで開示しないことを決定して通知した。実施機関が開示しないと決定した理由は下記のとおりである。

記

一部の方がなりすまして複数回アンケートを提出するなどの不適切な回答が認められたことから、公開は市ホームページで質問、回答、意見のみとしているため。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和8年2月2日付で本件審査請求を行った。審査請求の趣旨および理由の骨子は下記のとおりである。

記

（1）審査請求の趣旨

公文書不開示決定の取り消しを求める。

（2）審査請求の理由

- ① 理由1 実施機関の言う「一部の方」とはわずか1人である。
- ② 理由2 「なりすまして複数回アンケートを提出」とは6回（会場）で1～6項目のアンケート小計より6票ずつ減らす、注釈をつける等の工夫も可能で、かつ6回÷547件（アンケートトータル）≒0.010、約1%の誤差の範囲で、選挙の投票の場合、なりすましの6票はそのままカウントされる（選挙管理委員会 2026.1.30）。
- ③ 理由3 開示によって個人を識別できるものでもなく、個人の権利・利益は害されない。
- ④ 理由4 実施機関の意思決定過程が棄損されるとは考えにくい。あるいは、不当

に市民等の間に混乱を生じさせるおそれも考えにくい。

⑤ 理由 5 不開示により、市民・納税者が比較にならない程不利益を被ることが予想される。

⑥ 理由 6 2013 年 3 月 5 日、第一回定例会において、市長は、「行政にとって、都合の悪い情報も公表し、皆様と共有します。」と発言されている。

4 実施機関の弁明

審査会当日における実施機関の口頭による弁明を含め、本件の概略は以下のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

実施機関の判断は妥当であるとの答申を求める。

(2) 本件の経緯

実施機関は、令和 7 年 5 月 31 日、6 月 1 日、7 日、8 日の午前及び午後（計 8 回）に各中学校区の市民を対象とした「桑名市立小中学校再編計画（原案）説明会」を開催した。説明会の参加者には、説明会の終了後に、全 8 会場を通して一人 1 回のアンケートの提出をお願いした。

しかしながら、説明会に複数回参加された一部の方がなりすまして複数回アンケートを提出するなど、不適切な行為を職員が確認した。

説明会終了後、アンケートの集計結果を一旦作成し、不適切行為が行われた事実とともに、同年 8 月の教育委員会定例会で報告したところ、アンケート結果のうち、数値として結果が表れる問 1－1 の説明内容の理解度、問 2－1 のお住いの地区の学校再編（小中一貫校建設）について、及び問 3 の回答者の属性については公開せず、質問、意見及びそれらに対する回答のみを市ホームページにおいて公開することが決まり、そのように同年 8 月に市ホームページで公開した。

(3) 公文書不開示とした理由

当該アンケートは、地域別、学校区別、年齢別等で、市民の方の本再編計画（原案）の各項目に対する説明内容の理解度や学校再編実施に向けた考え方などを正確に把握し、令和 7 年度末に策定を予定している桑名市立小中学校再編計画を補完・参考とするために実施したものであり、また、本再編計画は、市全域を対象とした学校再編の将来構想で、新聞紙面等でも報道されており、市民の関心も高いものと考えている。

そのような状況の中、説明会に参加された一部の方のなりすまし行為による不適切な回答は、本来のアンケートの目的達成を阻害するもので、信頼性のない数値結果を公正な業務遂行を行うべき市教育委員会が公表することはできないと判断したところである（条例第 7 条第 6 号ウ）。さらには、不適切行為による信頼性のない回答結果を公表することで、市民等に混乱を生じさせる恐れがあることから、不開示とした処

分は妥当であると考える。

以上に加えて、前記恐れというのは、条例第7条第6号における「ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当しないとしても、これに準ずるものとして、不開示とすべきであると考える。

5 審査請求人の実施機関の弁明に対する意見

審査会当日における審査請求人の口頭による意見を含め、概略は以下のとおりである。

- ① そもそも市教育委員会の言う「(1名の) なりすまし」を必然的にうむ、すなわち想定範囲内である、当該アンケート調査の方法である。
- ② 選挙やリコールの集計と同様に、あるいは統計学的、数学的等取扱い要綱等によって適切に処理すべきもので、断じて不開示にして14万人市民の意思決定のための非常に重要な資料たるアンケート結果そのものを開示しないのは許されない。
- ③ 1名の方が「どこで、何回、どのように」「1名とは誰か」等について、その「なりすまし行為」そのものについて、「不適切」との主張の中味を証明して頂きたい。

第3 審査会の判断

1 請求文書の特定

説明会アンケートの問1-1は、説明会における1ないし6の各項目毎に理解度を問う内容であり、その回答について単純に集計して割合を示した結果を記載した公文書が存在する。

2 実施機関の弁明について

実施機関は、このアンケート結果に関して、当初、条例の規定を引用することなく、「一部の方がなりすまして複数回アンケートを提出するなどの不適切な回答が認められたことから、公開は市ホームページで質問、回答、意見のみとしているため」との理由を示したうえで、開示しないことを決定し、審査請求人に通知した。

ここで、条例第1条において、「住民自治の理念にのっとり、市民の知る権利を保障して、公文書を開示する権利を明らかにし、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の開示に関し必要な事項を定めることにより、市が保有する公文書の一層の開示を図り、もって市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による開かれた市政を一層推進することを目的とする。」と定めており、不開示は例外であって、情報の公開が原則であり、条例に基づかない理由での不開示は許されない。

ただ、この点について、実施機関が本件審査請求の手続きにおいて、開示しないこ

との理由として、条例第7条第6号ウを根拠とすることを補足する弁明を行ったため、このことについてさらに検討することとする。

3 条例第7条の該当性等

(1) 条例第7条第6号は、「国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号ウとして、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」を規定する。

この点、当該アンケートの内容は、説明会の理解度を問うものであり、これ自体「調査研究に係る事務」に該当しない。

また、当該アンケート結果はもともと公開することを予定していたものを政策的な配慮により公開しないとしただけであるうえに、市ホームページでは当該アンケートの回答数の総数を、重複回答に関して注釈を付すなどの何らの措置をとることなく自ら公開している点に鑑みると、当該アンケート結果を開示したとしても「その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」が存するとは言い難い。

いずれにしても、当該アンケート結果は、条例第7条第6号ウに規定する不開示情報に該当しない。

(2) さらに実施機関は、条例第7条第6号ウに該当しなくとも、当該規定に準じて開示しないことができる旨弁明する。

しかしながら、知る権利の保障する情報公開制度の基本理念は「原則公開」にあり、不開示事由は例外的な制限であるため、その範囲は限定的かつ明確に解釈されるべきである。

よって、条例第7条第6号ウに該当しなくとも、これに準ずるものとして開示しないことができる旨の実施機関の弁明は失当である。

(3) 以上、本件公文書は、条例第7条に該当しないことから、開示すべきである。

4 付言事項

(1) 実施機関が本件審査請求の手続きにおいて弁明するとおり、不開示決定の理由が、決定には明示していない条例第7条第6号ウであるとするのであれば、不利益処分を行う理由の教示として適切でないことから、行政手続上問題である（条例第11条第3項）。この点に関して、市の「情報公開事務マニュアル」にも、「開示しないこととする根拠規定を明らかにするとともに、当該規定を適用する根拠が記載自体から理解され得るものでなければなりません。」とある。今後は、決定の際には、条例の規定を引用するかたちで不開示事由を明確に示されたい。

(2) アンケートを実施する際には、過失による重複回答等が起こり得る。実施機関は、本件において当該アンケートに重複して回答した行為を「なりすまし」と表現しているが、当該回答者が不正を目的に重複して回答したことか明らかであれば格

別、そうでないのであれば、このような表現を用いるべきではないことを念のため付言する。

第4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和8年2月27日	・実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出書を受理
3月9日	・審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知
4月8日	・審査請求人から意見書受理
4月28日	・書面審理 ・審査請求人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
5月28日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	板 垣 謙太郎	弁護士
副会長	藤 枝 律 子	元大学教授
委 員	井 上 五 郎	税理士
委 員	大 坂 恭 子	弁護士
委 員	中 村 博太郎	弁護士